

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに  
会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2024 年 10 月 22 日

株式会社ツバキ・ナカシマ (住所：奈良県葛城市尺土 19 番地)

TN リニアモーション株式会社 (住所：奈良県葛城市尺土 19 番地)

2024年10月22日

奈良県葛城市尺土19番地  
株式会社ツバキ・ナカシマ  
代表執行役社長 CEO 松山 達

奈良県葛城市尺土19番地  
TN リニアモーション株式会社  
取締役 三宅 久裕

### 吸収分割に関する事項について

株式会社ツバキ・ナカシマ（住所：奈良県葛城市尺土19番地）（以下「吸収分割会社」といいます。）とTN リニアモーション株式会社（住所：奈良県葛城市尺土19番地）（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024年10月4日付吸収分割契約の定めるところにより、2024年12月10日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が吸収分割承継会社に対して、吸収分割会社が営むボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別添1のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号)

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、本吸収分割により吸収分割会社から承継する権利義務の対価を交付しないことといたしました。なお、吸収分割会社は吸収分割承継会社の唯一の株主であるため、当該対価の定めは相当である

と判断しております。

3. 吸収分割会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号及び第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に関する計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

吸収分割会社は、2024 年 6 月 30 日を臨時決算日とする臨時決算を行いました。臨時計算書類等の内容は別添 2 のとおりです。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

4. 吸収分割承継会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 192 条第 6 号）

(1) 成立の日の計算書類等

吸収分割承継会社は、2024 年 10 月 4 日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はございません。なお、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は別添 3 のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

債務の履行の見込みに関する事項は別添 4 のとおりです。

以上

## 別添1 吸収分割契約の内容

### 吸収分割契約書

株式会社ツバキ・ナカシマ(以下「甲」という。)及びTN リニアモーション株式会社(以下「乙」という。)は、甲が第2条に定める本件事業に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)を行うにあたり、2024年10月4日付けで、以下のとおり吸収分割契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店の所在場所)

甲及び乙の商号及び本店の所在場所は次のとおりとする。

(1) 甲：吸収分割会社

(商号) 株式会社ツバキ・ナカシマ

(本店の所在場所) 奈良県葛城市尺土19番地

(2) 乙：吸収分割承継会社

(商号) TN リニアモーション株式会社

(本店の所在場所) 奈良県葛城市尺土19番地

#### 第2条(本件事業)

本契約において、本件事業とは、甲が営むボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業をいう。

#### 第3条(本件分割により承継する権利義務)

- 乙は、本件分割により、効力発生日(第6条に定義する。以下同じ。)をもって、甲から、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)を承継する。
- 本件分割により乙が承継する義務及び債務は、乙が全て免責的にこれを引き受ける。
- 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務以外の甲の債務について履行をしたとき(会社法第759条第3項又は第4項に基づき履行をしたときを含む。)は、甲に対してその全額について求償することができる。

#### 第4条(本件分割に際して交付する金銭等に関する事項)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

#### 第5条(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本件分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

#### **第6条(効力発生日)**

本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年12月10日とする。但し、手続の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### **第7条(株主総会決議)**

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。)による承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項及び同条第2項の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。)による承認を得ることなく本件分割を行う。

#### **第8条(本件分割の条件の変更及び本契約の解除)**

本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業の財産状態若しくは経営状態、若しくは承継対象の権利義務に重大な変動が生じたとき、又は本契約に従った本件分割の実行の支障となる重大な事象が発生又は判明し、本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第9条(準拠法及び管轄裁判所)**

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、甲を被告とする場合は大阪地方裁判所を、乙を被告とする場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第10条(協議事項)**

本契約に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項は、本件分割の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は、本契約冒頭に記載した日付で正当に署名の上、各1通を保有する。

甲：奈良県葛城市尺土19番地  
株式会社ツバキ・ナカシマ  
代表執行役社長 CEO 松山 達

---

乙：奈良県葛城市尺土 19 番地  
TN リニアモーション株式会社  
代表取締役 三宅 久裕

---

承継対象権利義務明細表

本件分割により乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

1. 本件事業に関する資産のうち以下に掲げるもの

(1) 流動資産

- ① 棚卸資産
- ② 貸付債権

(2) 固定資産

- ① 甲が保有する以下の工場の土地及び建物
  - a. 郡山工場(ボールねじ工場)  
住所：奈良県大和郡山市額田部北町 652 番 3 号昭和工業団地内
  - b. 世知原工場(ボールウェイ工場の建物及び当該建物部分の土地)  
住所：長崎県佐世保市世知原町筥瀬 723 番地 1
- ② 上記①のほか、主として本件事業において使用されている有形・無形固定資産(知的財産権及びソフトウェアを除く。)
- ③ 甲が保有する以下の会社の株式の全て(合計 665,000 株)
  - a. TN TAIWAN CO., LTD.
- ④ 投資その他の資産

2. 本件事業に関する負債及び債務のうち以下に掲げるもの

(1) 固定負債

雇用契約が承継される従業員に係る退職給付引当金

(2) 流動負債

効力発生日前の期間に係る賞与引当金、効力発生日前の期間の給与・賞与に係る未払社会保険料及び効力発生日前の属する月の前月に係る未払給与引当金(いずれも通常の支払期限を徒過したものを除く。)

- (3) なお、上記を除き、本件事業に関して効力発生日前の事実起因又は関連して発生する債務(不法行為債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。 )その他一切の債務は承継対象外とする。

3. 甲が本件事業に関して効力発生日において締結している売買契約、業務委託契約、リース契約、共同開発契約、ライセンス契約その他一切の契約(但し、甲の TN TAIWAN CO.,

LTD.に対する貸付けに係る契約は含み、雇用契約、労働者派遣契約、本別紙第1項第(2)号及び第2項により乙に承継されない固定資産又は負債に係る契約を除く。)に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務(但し、売掛債権は除く。また、効力発生日前の事実起因又は関連して発生する債務(不法行為債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。)その他一切の債務は除く。)。但し、本件事業以外の事業にも関連する契約については、当該契約に基づき本件事業のみに関する個別契約の契約上の地位及び権利義務の部分に限る。

4. 次に掲げる甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務(効力発生日前の期間に係る賞与、効力発生日前の期間の給与・賞与に係る未払社会保険料及び効力発生日の属する月の前月に係る給与(いずれも通常の支払期限を徒過したものを除く。))の支払債務並びに退職給付債務を含むが、支払期限を徒過した未払賃金その他の偶発債務、簿外債務その他の債務(当該債務の原因事実の発生時期を問わない。)を除く。)
  - (1) 甲本社の以下の部署に所属し、郡山工場に勤務する従業員
    - ① 労務部
    - ② 品質保証部
    - ③ 購買部
    - ④ 管理部
    - ⑤ 設備部
  - (2) 甲郡山工場の工場長
  - (3) 甲郡山工場の以下の部署に所属する従業員
    - ① 製造部
    - ② 技術部
    - ③ 営業部
  - (4) 甲から TJT に出向している従業員
5. 別表第1に掲げる特許権及び商標権
6. 別表第2に掲げるソフトウェア

以 上

別表第 1 (承継対象知的財産権)

1. 特許権

No.	出願番号	登録番号	出願国
1	特願 2004-226455	特許第 4549768	日本

2. 商標権

No.	出願番号	登録番号	出願国
1	商願昭 57-84431	第 1778502	日本
2	商願昭 61-88935	第 2090841	日本
3	40-1986-0014044	40-0143855-0000	韓国
4	075037038	商標 00358433	台湾
5	商願 2008-73397	第 5216176	日本

## 別表第2 (承継対象ソフトウェア)

1. Solidworks
2. 進捗君(Access)

別添2 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

第19期 臨時計算書類

自：令和6年1月 1日

至：令和6年6月30日

株式会社ツバキ・ナカシマ

臨時貸借対照表 (令和6年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,697	流動負債	5,548
現金及び預金	7,531	買掛金	962
受取手形	139	短期借入金	3,000
電子記録債権	2,148	未払金	157
売掛金	4,509	未払費用	582
商品及び製品	4,169	未払法人税等	101
仕掛品	3,244	賞与引当金	169
原材料及び貯蔵品	1,749	リース債務	3
短期貸付金	3,799	その他	571
その他	405	固定負債	93,865
固定資産	103,054	社債	20,016
有形固定資産	5,733	長期借入金	72,115
建物	1,078	退職給付引当金	1,681
構築物	92	役員退職慰労引当金	0
機械及び装置	1,389	株式給付引当金	42
車両運搬具	21	リース債務	9
工具、器具及び備品	143		
土地	2,829	負債合計	99,414
建設仮勘定	178	(純資産の部)	
無形固定資産	3,435	株主資本	31,105
のれん	3,064	資本金	17,116
その他	370	資本剰余金	11,302
投資その他の資産	93,886	資本準備金	10,388
投資有価証券	212	その他資本剰余金	914
関係会社株式	72,185	利益剰余金	4,984
長期貸付金	12,063	その他利益剰余金	4,984
デリバティブ金融資産	8,551	繰越利益剰余金	4,984
その他	872	自己株式	△2,297
		評価・換算差額等	202
		その他有価証券評価差額金	37
		繰延ヘッジ損益	164
		新株予約権	29
		純資産合計	31,337
資産合計	130,751	負債純資産合計	130,751

臨時損益計算書 (令和6年1月1日から  
令和6年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,425
売 上 原 価		6,272
売 上 総 利 益		1,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,702
営 業 損 失		548
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	177	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	96	
そ の 他 の 収 益	13	291
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	482	
支 払 手 数 料	47	
そ の 他 の 費 用	13	543
経 常 損 失		800
特 別 利 益		
抱 合 株 式 消 滅 差 益	3,206	3,206
特 別 損 失		
合 併 に 伴 う 未 実 現 利 益 修 正 損	25	
そ の 他	8	34
税 引 前 臨 時 期 間 純 利 益		2,380
法 人 税 等	△483	△483
臨 時 期 間 純 利 益		2,863

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び  
関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない  
株式等以外のもの

臨時決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部  
純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により  
算出)

市場価格のない  
株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品…

総平均法による原価法(プレシジョン・コンポーネントビジネス)  
個別法による原価法(リニアビジネス)

原材料及び貯蔵品…

総平均法による原価法

いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016  
年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用し  
ております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、のれんは発生日以後20年間で均等償却しております。また、ソフトウェア  
(自社利用)については、見積耐用年数を5年から10年とする定額法によっており  
ます。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込  
額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当臨時会計年度に負担すべき  
金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に  
基づき、当臨時決算日において発生していると認められる額を計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属  
させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、  
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)  
による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとし  
ております。

(4) 役員退職慰労引当金

将来、支出が見込まれる役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて算定  
される期末要支給額を引当計上しております。  
なお、2015年1月26日に役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、制度廃止ま  
での在任期間に対応する相当額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく執行役への当社株式の給付等に備えるため、当臨時会計年  
度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 5 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、精密ボール、精密ローラー、リテーナー、シートメタル部品、ボールねじ、送風機等の製造販売を行っており、このような製品販売については、原則として製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、原則として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

## 6 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定する非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。為替換算差額は通常、純損益で認識しております。外貨建の取得原価に基づいて測定している非貨幣性項目は、再換算していません。

ただし、以下の項目の換算により発生する為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。

- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- ・ ヘッジが有効な範囲内における、適格キャッシュ・フロー・ヘッジ

## 7 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ヘッジ手段 金利スワップ  
為替予約取引・通貨スワップ
- ヘッジ対象 借入金の利息  
外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨建取引について将来の為替リスクを回避するため、当社の内規であります「為替・金利変動リスク管理規程」に基づき為替予約取引及び通貨スワップ取引を行う方針であります。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性を評価しております。

## 8 その他臨時計算書類作成のための重要な事項

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てにより表示しております。

(2) 臨時計算書類の作成にあたり適用した特有の会計処理

(税金費用の計算)

税金費用については、当臨時会計年度を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前臨時期間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前臨時期間純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

## 3. 重要な偶発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年8月8日

株式会社ツバキ・ナカシマ

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

守谷 義彦  
須藤 公夫

## 監査意見

当監査法人は、会社法第441条第2項の規定に基づき、株式会社ツバキ・ナカシマの2024年1月1日から2024年6月30日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の臨時計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該臨時計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「臨時計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した臨時計算書類を含む開示書類に含まれる情報のうち、臨時計算書類及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 臨時計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して臨時計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない臨時計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

臨時計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき臨時計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 臨時計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての臨時計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、臨時計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 臨時計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として臨時計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において臨時計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する臨時計算書類の注記事項が適切でない場合は、臨時計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 臨時計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた臨時計算書類の表示、構成及び内容、並びに臨時計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査委員会は、2024年1月1日から2024年6月30日までの臨時会計年度に係る臨時計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該臨時会計年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書及び個別注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月9日

株式会社ツバキ・ナカシマ 監査委員会

監査委員 河野 研

監査委員 山本 昇

監査委員 加藤 忠智

(注) 監査委員 河野 研、山本 昇及び加藤忠智は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

## 別添3 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,000,000	流動負債	-
固定資産	-	固定負債	-
		負債合計	-
		純資産の部	
		資本金	1,000,000
		資本準備金	-
		純資産合計	1,000,000
資産合計	1,000,000	負債純資産合計	1,000,000

#### 別添4 債務の履行の見込みに関する事項

##### 1. 吸収分割会社について

吸収分割会社の臨時決算日（2024年6月30日）現在の貸借対照表における資産の額は130,751百万円、負債の額は99,414百万円です。また、吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の帳簿価額は金3,378百万円（2024年6月30日現在）であり、負債の帳簿価額は金766百万円（2024年6月30日現在）であるため、本吸収分割が吸収分割会社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えます。

これらを前提として、吸収分割会社の最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに今後本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以後の吸収分割会社の収益及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に重大な支障を来すような事態の発生は、現時点では予想されておりません。

以上より、本効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、吸収分割会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

##### 2. 吸収分割承継会社について

吸収分割承継会社の成立の日（2024年10月4日）現在の貸借対照表における資産の額は100万円であり、負債はございません。また、吸収分割承継会社が本吸収分割により吸収分割会社から承継する予定の資産の帳簿価額は金3,378百万円（2024年6月30日現在）であり、負債の帳簿価額は金766百万円（2024年6月30日現在）であるため、吸収分割承継会社の成立の日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において、吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以降の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に重大な支障を来すような事態の発生は、現時点では予想されておりません。

以上より、本効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務について、吸収分割承継会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上